

西郷村介護職員初任者研修及び 実務者研修支援補助金交付事業

西郷村では、介護保険事業所等において、不足している介護の分野における人材の確保と定着、資質向上を図るため、初任者研修・実務者研修の受講に要した経費の一部を補助します。

● 補助の概要

補助対象者	次の①～④の要件を全て満たす方が対象となります。 ① 申請日において、村内に住所を有すること。 ② 初任者研修又は実務者研修を修了してから補助金交付申請日に至るまで、3月以上介護事業所等において介護職員として就労していること。 ③ 補助対象経費について、当補助金以外の補助金等の交付を受けていないこと。 ④ 申請日において、村税等の滞納がないこと。
補助金の限度額	介護職員初任者研修 60,000円まで 介護職員実務者研修 200,000円まで
補助対象経費	研修の受講に要する費用（入会金、交通費、保険料、分割払による手数料、追試等に係る追加費用、還付金等は除く）
介護事業所等	次に掲げるいずれかを提供、または当該事業に係る施設を運営し、西郷村内又は白河市、西白河郡（西郷村を除く。）若しくは東白川郡に所在する事業所。 ① 居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）事業 ② 地域密着型サービス事業 ③ 施設サービスを行う事業 ④ 介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）事業 ⑤ 地域密着型介護予防サービス事業 ⑥ 第1号訪問事業及び第1号通所事業

● 申請方法

以下の書類を西郷村健康推進課まで持参または郵送で提出してください。

- ① 介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 初任者研修又は実務者研修修了証明書の写し
- ③ 受講料領収書の写し
- ④ 個人情報利用に係る同意書（様式第2号）又は住民票の写し及び村税納税証明書
- ⑤ 介護職員として就労していることが分かる書類（様式第3号）
- ⑥ 希望する振込先金融機関の通帳の写し（表紙と表紙をめくった部分の2枚）

※研修の修了後1年以内に申請してください。

● お申込み・お問い合わせ

西郷村役場 健康推進課 介護保険係

住所：西郷村大字小田倉字上川向76番地1（保健福祉センター内）

電話番号：0248-25-3910

